

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、その旨公告する。

平成21年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案 盛岡市盛岡駅前通、大通二丁目及び三丁目、菜園一丁目及び二丁目並びに中ノ橋通一丁目の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成21年12月11日から同月25日まで
 - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡地方振興局企画総務部並びに盛岡市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。